

議 案

目 次

議案第1号

神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について・・・・・・・・・・ 1

議案第2号

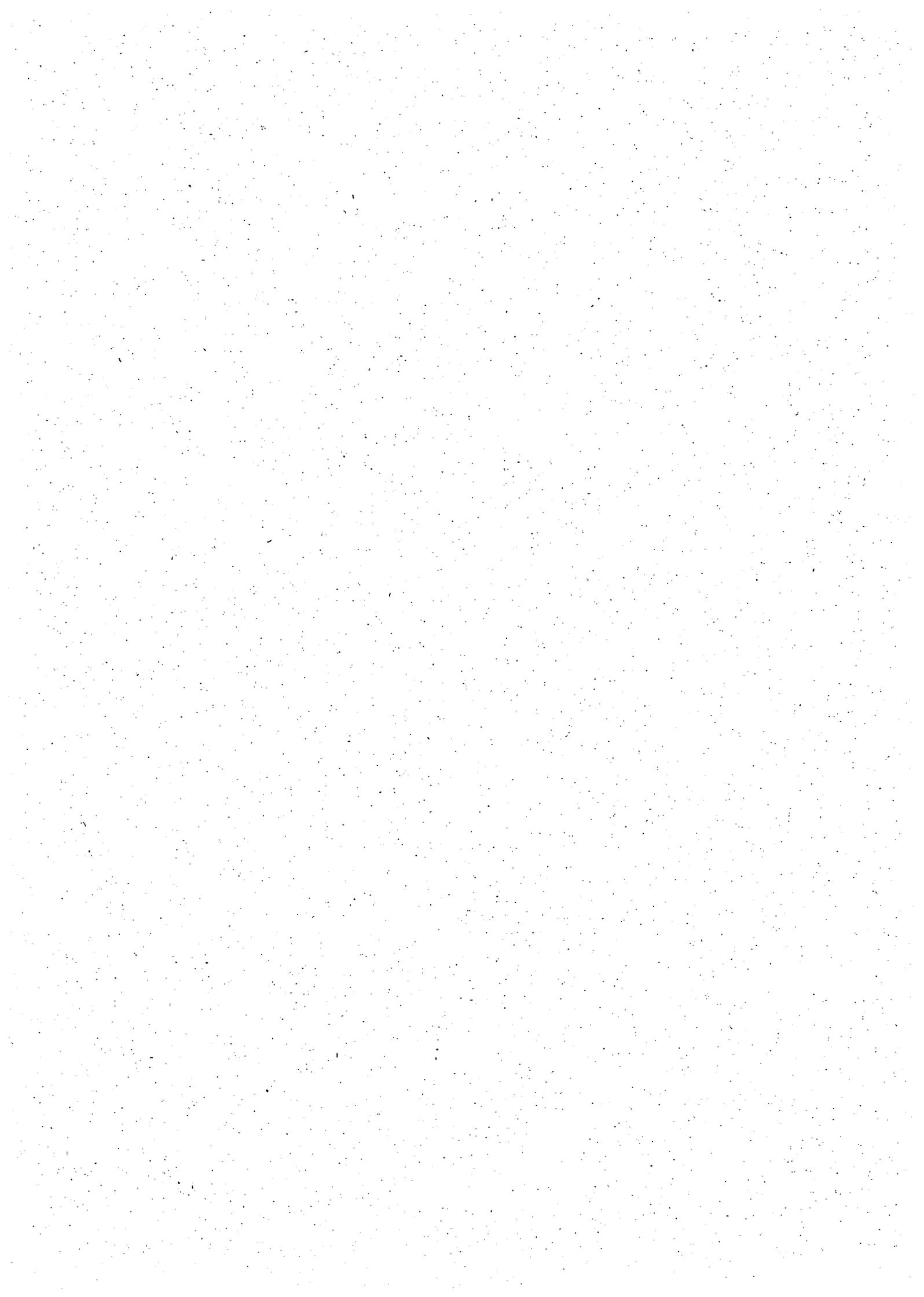
富津岬鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について・・・・・・・・・・ 11

議案第3号

ヤマドリの雄の狩猟（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

議案第4号

キツネの狩猟（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25



議案第1号

神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により、神戸鳥獣保護区特別保護地区（面積：41ヘクタール 存続期間：令和6年11月1日から令和16年10月31日まで）を指定する。

神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「神戸鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項（特別保護地区の指定）

3 期 間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 理 由

当地域は、房総半島の最南端に位置する神戸鳥獣保護区の中でも、自然が数多く残され、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が令和6年10月31日で終了となるため、新たに令和6年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

神戸鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

神戸鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

館山市大神宮地先の館山市市道五〇〇四号線と同市市道五〇一〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道五〇一〇号線を南東へ進み同市大神宮一、四一二番四地先の同市大神宮字樋ノ口と同市大神宮字内大塚との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市大神宮一、四二七番一地先の水路との接点に至り、同所から尾根を南西へ進み同市大神宮八〇九番二地先の県有林の区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市大神宮九四〇番一地先の千葉県立館山野鳥の森内の遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を北東へ進み同市大神宮三六六番一地先の赤道との交点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同市市道五〇〇四号線との接点に至り、同所から同市市道五〇〇四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

神戸鳥獣保護区は、房総半島の最南端に位置し、気候が温暖で、区域内はマテバシイ等を主体とした広葉樹林により構成されており、オオタカ、ウグイス、メジロ等の多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも保護地区内には県立野鳥の森や安房神社等の原生的な自然が数多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため当該区域は、神戸鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

定期的な巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息地の環境を保全するためマテバシイ等を主体とした広葉樹林を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育、学習の場として活用を図る。

3 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 41 ha

内訳

ア 形態別内訳

林	野	27 ha	
農	耕	4 ha	
そ	の	他	10 ha

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地	19 ha
千葉県有地	19 ha
館山市有地	0 ha
私有地等	22 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	11 ha
南房総国定公園第2種特別地域	11 ha
森林法による地域	17 ha
水源かん養・保健保安林	17 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は房総半島最南端に位置している。

イ 地形、地質等

標高50m内外の丘陵地で起伏が多く変化に富んでいる。
地質は第三紀層。

ウ 植物相の概要

マテバシイを主体とした広葉樹林で構成されている。

エ 動物相の概要

鳥類はヤマドリをはじめとし95種が、獣類はニホンザルをはじめとし14種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類 (詳細は別紙一覧)

ア 鳥類 (36科 95種)

イ 獣類 (10科 14種)

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・ 令和3年度 有害鳥獣捕獲許可件数 2件
加害鳥獣 スズメ、ハクビシン、タヌキ、
アナグマ
被害作物 水稻、ビワ、落花生
- ・ 令和4年度 有害鳥獣捕獲許可件数 2件
加害鳥獣 イノシシ
被害作物 米
- ・ 令和5年度 有害鳥獣捕獲許可件数 0件

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
損失補償請求の見込みなし

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

ア 特別保護地区用制札 10本

イ 案内板 2基

生息する鳥獣名(神戸鳥獣保護区特別保護地区)
鳥類 36科 95種

科名	種名	科名	種名		
キジ科	ヤマドリ キジ	シジュウカラ科	ヤマガラ シジュウカラ		
カモ科	●コクガン	ツバメ科	ツバメ コシアカツバメ		
	オシドリ	ヒヨドリ科	○ヒヨドリ		
	マガモ	ウグイス科	○ウグイス		
	カルガモ	エナガ科	○エナガ		
	コガモ	メジロ科	○メジロ		
	ホシハジロ	ヨシキリ科	オオヨシキリ		
カイツブリ科	カイツブリ	ムクドリ科	ムクドリ		
	カンムリカイツブリ	ツグミ科	シロハラ アカハラ ツグミ		
キジバト	ヒタキ科		ルリビタキ ジョウビタキ イソヒヨドリ キビタキ オオルリ		
アオバト			スズメ科	○スズメ	
ミズナギドリ科		オオミズナギドリ		セキレイ科	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ タヒバリ ●ハヤブサ
		●ヒメウ			アトリ科
	カワウ	ホオジロ科			
	ウミウ				外来種
サギ科	アカガシラサギ		キジ科		コジュケイ
	アオサギ		ハト科		ドバト
	ダイサギ	獣類 10科 14種			
	コサギ				
クイナ科	クイナ				
カッコウ科	ホトギス				
アマツバメ科	アマツバメ				
カササギヒタキ科	サンコウチョウ				
チドリ科	ダイゼン				
	イカルチドリ				
	コチドリ				
シギ科	チュウシャクシギ				
	アオアシシギ				
	キアシシギ				
	イソシギ				
カモメ科	キョウジョシギ				
	ユリカモメ				
	ウミネコ				
	セグロカモメ				
オオセグロカモメ					
ミサゴ科	ミサゴ				
タカ科	ハチクマ				
	トビ	モグラ科	ヒミズ アズマモグラ		
	●オオワシ	オナガザル科	ニホンザル アカゲザル		
	ハイタカ	ウサギ科	ノウサギ		
	オオタカ	リス科	ニホンリス		
	サシバ	アライグマ科	アライグマ		
	ノスリ	イヌ科	タヌキ		
●イヌワシ					
フクロウ科	フクロウ				
カワセミ科	カワセミ				
キツツキ科	アリスイ	イタチ科	テン イタチ アナグマ		
	コゲラ				
ハヤブサ科	チョウゲンボウ	ジャコウネコ科	ハクビシン		
モズ科	モズ	イノシシ科	イノシシ		
カラス科	カケス	シカ科	ニホンジカ		
	ハシボソガラス				
	○ハシブトガラス				

※当該地域で一般的に見られる鳥獣には○、希少鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣には●

議案第2号

富津岬鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により、富津岬鳥獣保護区特別保護地区（面積：131ヘクタール 存続期間：令和6年11月1日から令和16年10月31日まで）を指定する。

富津岬鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「富津岬鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項（特別保護地区の指定）

3 期 間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 理 由

当地域は、富津市富津岬西端に位置する富津岬鳥獣保護区の中でも、干潟、淡水水辺、山野の多様な鳥類の生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が令和6年10月31日で終了となるため、新たに令和6年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

富津岬鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

富津岬鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

富津市富津地先の富津市市道長浜第一二線と同市市道富津漁港線との接点を起点とし、同所から同市市道富津漁港線を南西へ進み県立富津公園路との接点に至り、同所から県立富津公園路を南東へ進み同市市道富津漁港下洲線との接点に至り、同所から同市市道富津漁港下洲線を南東へ進み富津市富津二、四三〇番九地先の下洲漁港管理用道路との接点に至り、同所から下洲漁港管理用道路を南西へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を北西へ進み富津岬先端に至り、同所から海岸汀線を東へ進み同市市道長浜第一二線の終点から北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東へ進み同市市道長浜第一二線との接点に至り、同所から同市市道長浜第一二線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

富津岬鳥獣保護区は富津市富津岬西端に位置し、自然公園法に基づく南房総国立公園及び都市公園法に基づく県立富津公園に属し、周囲を海に囲まれている。区域内はクロマツの植林地、海浜植物群落地等により構成されており、カワウ、トビそしてカモ類、チドリ類、シギ類、カモメ類等が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域ではウグイスやシジュウカラ、千葉県レッドリストでカテゴリーB（重要保護生物）に選定されているミサゴが生息するほか、干潟、淡水水辺、山野の多様な鳥類が生息している。

このため、この区域は、富津岬鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものとする。

2 特別保護地区の保護に関する指針

定期的に巡視等を実施する等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

クロマツの植林地等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 131ha

内訳

ア 形態別内訳

林	野	65ha
水	面	2ha
そ の 他		64ha

イ 所有者別内訳

国 有 地	22ha
財 務 省 所 管	22ha
地方公共団体有地	103ha
千葉県有地	102ha
市町村有地	1ha
私有地等	4ha
公有水面	2ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	129ha
南房総国定公園第一種特別地域	129ha
都市公園法による地域	97ha
県立富津公園	97ha
文化財保護法による地域	117ha
県指定天然記念物 富津州海浜植物群落地	117ha
森林法による地域	58ha
飛砂防備・潮害防備・保健保安林	58ha

イ 地形、地質等

東京湾内湾潮流と浦賀水道の外湾潮流の作用によって、細長く突き出た砂堤状の特殊な地形となっている。

砂洲北側は遠浅の地形で、浅瀬にはアマモやコアマモが生育し、干潮時には広く砂質干潟が干出する。一方、南側には干潟はほとんど見られず、布引海岸と呼ばれる砂浜となっている。陸域は標高 14m以下の平坦な地形でクロマツを中心とした植林が広がる。岬先端付近に位置する富津公園には、富津元洲堡壘砲台の遺構である中の島と、外濠の大池がある。

ウ 植物相の概要

区域内はクロマツの植林地、海浜植物群落地等により構成されている。

砂洲の南側には九十九里浜などに見られるコウボウムギ、ケカモノハシなどの塩生植物群落が多く、北岸にはホソバノハマアカザ、オカヒジキなどの内湾性野生植物がみられる。洲の中央部の地下水位は高く、排水路が掘られており、ホトモトススキなどの湿地植物の生育地となっている。

エ 動物相の概要

鳥類は、主にカワウ、トビそしてカモ類、チドリ類、シギ類、カモメ類等が生息している。

哺乳類は、主にアズマモグラが生息している。

(2) 生息する鳥獣類 (詳細は別紙一覧)

ア 鳥類 (37科 87種)

イ 獣類 (3科 3種)

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 過去3年間の有害鳥獣捕獲許可件数

過去3年間の富津市内における有害鳥獣捕獲許可件数は、下表のとおり。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
6	10	6

イ 加害鳥獣及び被害作物等

富津市における主な加害鳥獣の獣種ごとの被害作物等は以下のとおり(当該区域のみの被害報告は特定できない)。

①加害鳥獣

イノシシ・ニホンザル及びニホンザルとアカゲザルの交雑個体・
ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライグマ・タヌキ

②被害の対象及び態様（状況）

（作目） 水稲、野菜、果樹、豆類、特用林産物（しいたけ、タケノコ等）

（態様） 水田及び畑の掘り起こし、水田の踏み荒らし
農作物の引き抜き及び食害、威嚇行為など

③被害の程度（減収量・被害額等）

被害額等については約1037万円と高止まりの状態
イノシシ、ニホンジカ

→1年を通して水稲、野菜等の被害

ニホンザル及びニホンザルとアカゲザルの交雑個体

→1年を通して果樹の被害

ハクビシン、アライグマ、タヌキ

→1年を通して野菜や果樹の被害

キョン

→定植期花木被害

- ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を目的とする捕獲許可件数
過去3年間の富津市内における特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数
調整を目的とする捕獲許可件数は、下表のとおり。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	0	0

- 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による
補償に関する事項
補償請求の見込みなし

- 6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
ア 案内板 2基
イ 標柱 4本

生息する鳥獣名(富津岬鳥獣保護区特別保護地区)
鳥類 37科 87種

科名	種名	科名	種名
キジ科	キジ	ハヤブサ科	●ハヤブサ
カモ科	オオヨシガモ	モズ科	モズ
	ヨシガモ	カラス科	○ハシボソガラス
	ヒドリガモ		○ハシブトガラス
	アメリカヒドリ	サンショウクイ科	●サンショウクイ
	マガモ	シジュウカラ科	シジュウカラ
	カルガモ	ヒバリ科	ヒバリ
	ハシビロガモ	ツバメ科	○ツバメ
	オナガガモ		ゴシアカツバメ
	●トモエガモ	ヒヨドリ科	○ヒヨドリ
	コガモ	ウグイス科	○ウグイス
	オオホシハジロ	エナガ科	エナガ
	ホシハジロ	ムシクイ科	オオムシクイ
	キンクロハジロ	メジロ科	○メジロ
	スズガモ	ヨシキリ科	オオヨシキリ
	ウミアイサ	セッカ科	セッカ
カイツブリ科	カンムリカイツブリ	ムクドリ科	○ムクドリ
	ハジロカイツブリ		トラツグミ
ハト科	○キジバト	ツグミ科	シロハラ
ミズナギドリ科	オオミズナギドリ		ツグミ
ウ科	○カワウ	ヒタキ科	ジョウビタキ
	ウミウ		イソヒヨドリ
サギ科	ゴイサギ	スズメ科	○スズメ
	アマサギ		○ハクセキレイ
	○アオサギ	セキレイ科	ピンズイ
	ダイサギ		タヒバリ
	コサギ	アトリ科	○カワラヒワ
クイナ科	クイナ	ホオジロ科	○ホオジロ
	オオバン		カシラダカ
カッコウ科	ホトギス		アオジ
チドリ科	ムナグロ	外来種	
	ダイゼン	キジ科	コジュケイ
	コチドリ	ハト科	○ドバト
	○●シロチドリ		
	メダイチドリ	獣類 3科 3種	
	オオメダイチドリ	科名	種名
シギ科	●オオソリハシシギ	モグラ科	○アズマモグラ
	チュウシャクシギ	アライグマ科	アライグマ
	アオアシシギ	イヌ科	タヌキ
	キアシシギ		
	イソシギ		
	キョウジョシギ		
	ミユビシギ		
	トウネン		
	ハマシギ		
	ユリカモメ		
カモメ科	ウミネコ		
	セグロカモメ		
	○オオセグロカモメ		
ミサゴ科	●ミサゴ		
タカ科	○トビ		
	ハイタカ		
	●オオタカ		
カワセミ科	カワセミ		
キツツキ科	コゲラ		

※当該地域で一般的に見られる鳥獣には○、希少鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣には●

議案第3号

ヤマドリの雄の狩猟（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項による千葉県独自の捕獲規制（捕獲期間の制限）を実施する。

ヤマドリの雄の狩猟（案）について

1 内容

ヤマドリは、「千葉県レッドリスト」（本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめたもの）でカテゴリーC（要保護生物）に位置づけられており、令和元年度から5年度の狩猟期まで、雄について狩猟による捕獲制限（1月16日から2月15日まで捕獲禁止）を行ってきた。

令和6年2月15日をもって捕獲制限期間が終了したが、生息数が回復に至っていないため、引き続き5年間、延長したい。

※、ヤマドリの雌については、国により全国一円で捕獲禁止の制限が行われている。

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項
（都道府県による捕獲等の禁止及び制限）

3 期間

令和7年から令和11年までの毎年1月16日から2月15日まで

4 理由

ヤマドリは、日本にのみ生息し、その亜種であるウスアカヤマドリは、房総半島、紀伊半島、佐渡および四国南部に生息している。

ヤマドリは主要な狩猟鳥であるが、捕獲による生息数の減少が懸念されたため、本県では昭和45年度から、11月15日から2月15日までの狩猟期間のうち、1月16日から2月15日までを捕獲禁止とする制限を行った。

その後、昭和50年から、国が全国一円でヤマドリの雌を捕獲禁止とする制限を行ったため、本県では同年以降、雄について捕獲期間の制限を行い、以後5年ごとにこの措置を延長している。

直近の各種調査の結果を見ても、未だ回復には至っていないものと考えられる。

また、本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめた千葉県レッドデータブックの、平成11年度に発行された初版ではカテゴリーC（要保護生物）に選定され、現在までランクの変動はない。

このことから、引き続き令和6年度狩猟期から令和10年度狩猟期までの5年間、この措置を延長したい。

議案第4号

キツネの狩猟（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項による千葉県独自の捕獲規制（捕獲等の禁止）を実施する。

キツネの狩猟（案）について

1 内容

キツネは、「千葉県レッドリスト」（本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめたもの）でカテゴリーB（重要保護生物）に位置づけられており、令和元年11月1日から令和6年10月31日まで、狩猟による捕獲を禁止している。

令和6年10月31日をもって狩猟による捕獲禁止の期間が終了するが、生息数が回復に至っていないため、引き続き5年間、捕獲禁止を延長したい。

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項
（都道府県による捕獲等の禁止及び制限）

3 期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日まで

4 理由

キツネは、北海道から九州まで広く分布し、本州には亜種のホンDIGツネが生息している。

平成8年度に狩猟者に対してアンケート調査を実施したところ、県内には広い範囲に分布するものの、生息数は極めて少ないとの結果が出た。

この結果を受け、キツネの保護を図るため、平成11年11月1日から5年間、捕獲を禁止する措置を行い、その後4回延長しているところである。

直近の各種調査によると、自撃件数、地域が減っている上、キツネは広域の給餌面積を必要とするテリトリー性の種で、シカやイノシシと異なり生息密度が高くなりにくいことから、数頭の捕獲であっても、地域個体群の維持に大きな影響を与えることが推測される。

また、本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめた千葉県レッドデータブックの、平成11年度に発行された初版ではカテゴリーB（重要保護生物）に選定され、現在までランクの変動はない。

このことから、引き続き令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間、当該措置を延長したい。

